

生駒市総合教育会議運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）に定めるものほか、生駒市総合教育会議（以下「会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議の開催)

第2条 市長は、法第1条の4第3項の規定により、会議を招集するときは、あらかじめ会議の場所及び日時並びに会議において協議又は調整すべき事項を教育委員会に通知するものとする。

- 2 教育委員会は、法第1条の4第4項の規定により、会議の招集を求めるときは、市長に対し、協議すべき具体的な事項を示し、文書で通知するものとする。
- 3 市長は、第1項の通知を行ったときは、当該通知に係る事項を市のホームページにより公表するものとする。
- 4 会議は、緊急を要するときは、市長と教育長のみで開くことができる。

(意見の聴取)

第3条 法第1条の4第5項の規定により意見を聞く関係者又は学識経験を有する者は、市長が決定する。

(議事録)

第4条 市長は、会議の終了後、遅滞なく、議事録を作成し、市のホームページにより公表するものとする。ただし、法第1条の4第6項ただし書の規定により会議を公開しない場合にあっては、公表しないことができる。

(事務局)

第5条 会議の事務局は、教育こども部教育指導課教育政策室に置く。

(その他)

第6条 この要綱に定めるものほか、会議の運営に関し必要な事項は、市長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成27年6月22日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、決定の日から施行する。
- 2 改正後の生駒市総合教育会議運営要綱の規定は、令和4年4月1日から適用する。